



2023年12月21日

各位

インフラファンド発行者名
東京インフラ・エネルギー投資法人
代表者名 執行役員 永森 利彦
(コード番号 9285)

管理会社名
東京インフラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦
問合せ先 執行役員管理本部長
兼財務経理 IR 部長 真栄田 義人
(TEL: 03-6551-2833)

管理会社における社内規程(リスク管理方針)一部変更に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)は、本日、本管理会社の社内規程であるリスク管理方針を下記のとおり変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

本管理会社においてリスク管理方針の見直しを実施のうえ、全体的な表現を調整するとともに、その他必要な規定の修正を行うものです。

2. 変更内容

以下に、変更箇所を含むリスク管理方針の一部を記載します。

【変更箇所①】

第1章 総則
第1条(目的)

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
(目的) 第1条 本方針は、リスク管理規程に基づき当社が行うリスク管理に <u>関し、当社がその資産の運用を受託する投資法人(以下、「本投資法人」という。)の運営を行ううえで重要な</u> 諸リスクを特定し、リスクの把握・認識方法、リスクリミット、リスク低減の方策(リスクへの対処方法)、リスク発見時のリスク削減方法等の観点から管理すべき事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 本方針は、リスク管理規程に従い、当社が本投資法人(当社に対しその資産の運用に係る業務を委託している投資法人をいう。以下同じ。)の資産の運用に係る業務を遂行するにあたり、 <u>主要なリスクの</u> 特定、リスクの把握・認識方法、リスクリミット、リスク低減の方策(リスクへの対処方針)、リスク発見時のリスク削減方法その他これに関する事項(以下総称して「 <u>主要なリスクの特定等</u> 」という。)を定めることにより、 <u>当社の業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。</u>

【変更箇所②】

第2章 リスクの特定及び管理方針
第3条(リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方針)

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
(<u>リスク管理方針の対象となる</u> リスクの特定とその管理方針)	(<u>主要なリスクの特定等</u>)



変 更 前	変 更 後
<p>第3条 当社は、本投資法人の<u>運営を行う上で重要な諸リスクとして、次の各号に定めるリスクを特定し、本方針に従って管理を行う。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>第3条 1 当社は、<u>主要なリスクの特定等に従い、本投資法人の資産の運用に係る業務に関するリスクを管理しなければならない。</u> 2 当社は、<u>次のとおり主要なリスクの特定等を定めるものとする。</u></p>

【変更箇所③】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条 (主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

i. オペレーター及び賃借人のリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの把握・認識方法	<p>・賃借人及びオペレーターの財務状況について、賃貸借契約又は[業務/運営]委託契約においてオペレーターに対し必要な財務情報等の提供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出された情報等を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性に関する継続的なモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。</p>	<p>・賃借人及びオペレーターの財務状況について、賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約においてオペレーターに対し必要な財務情報等の提供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出された情報等を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性に関する継続的なモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。</p>
リスクリミット (リスク発見時に想定される事項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	<p>・(省略) ・リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又はオペレーターとの業務委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにします。</p> <p>・(省略) ・<u>オペレーター又は賃借人の信用リスクが顕在化した場合に、新たなオペレーター又は賃借人と賃貸借契約又は業務委託契約を締結するまでの間に賃料の支払が滞ることなどによる本投資法人への悪影響を低減するため、事前の計画に基づき、本投資法人は、自ら又は設備保有信託をして一定以上の金額を積み立て、又は積み立てさせるものとします。</u></p>	<p>・(現行どおり) ・リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又はオペレーターとの<u>オペレーター業務委託契約</u>の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにします。</p> <p>・(現行どおり) <u>(削除)</u></p>
リスク発現時のリスク削減方法	<p>・モニタリングの結果、オペレーター又は賃借人の信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、賃貸借契約又は業務委託契約の解除及び新たなオペレーター又は賃借人の選任を行うことを検討します。</p>	<p>・モニタリングの結果、オペレーター又は賃借人の信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、賃貸借契約又は<u>オペレーター業務委託契約</u>の解除及び新たなオペレーター又は賃借人の選任を行うことを検討します。</p>
その他	(省略)	(現行どおり)



【変更箇所④】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

ii. オペレーターの能力に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	<p>・オペレーターの運営状況について、オペレーターとの運営委託契約(オペレーターが賃借人を兼ねる場合は賃貸借契約を含む。以下本 ii. 及び iii. において同じ。)においてオペレーターに対し必要な運営実績及び組織体制等に係る情報等の提供を義務付ける条項を設け、これらに基づき提出された情報等(再生可能エネルギー発電設備の運営事業に係る売上高、出力、発電設備についてモニタリングするための組織、運營業務に携わる人員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験等を含みます。)を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性に関する継続的なモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。</p>	<p>・オペレーターの運営状況について、オペレーターとの<u>オペレーター業務委託契約</u>(オペレーターが賃借人を兼ねる場合は賃貸借契約を含みます。以下本 ii. 及び iii. において同じです。)においてオペレーターに対し必要な運営実績及び組織体制等に係る情報等の提供を義務付ける条項を設け、これらに基づき提出された情報等(再生可能エネルギー発電設備の運営事業に係る売上高、出力、発電設備についてモニタリングするための組織、運營業務に携わる人員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験等を含みます。)を確認するなどしてオペレーター選定基準への適合性に関する継続的なモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識します。ただし、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。</p>
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	<p>・(省略)</p> <p>・リスクリミットへの抵触をオペレーターとの運営委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、<u>運営委託契約の解除及び新たなオペレーター</u>(従前のオペレーターが賃借人を兼ねる場合は新たな賃借人を含む。以下本 ii. において同じ。)の選任を検討できるようにします。</p> <p>・(省略)</p> <p>・(省略)</p>	<p>・(現行どおり)</p> <p>・リスクリミットへの抵触をオペレーターとの<u>オペレーター業務委託契約</u>の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、<u>オペレーター業務委託契約</u>の解除及び新たなオペレーター(従前のオペレーターが賃借人を兼ねる場合は新たな賃借人を含みます。以下本 ii. において同じです。)の選任を検討できるようにします。</p> <p>・(現行どおり)</p> <p>・(現行どおり)</p>
リスク発現 時の リスク削減 方法	<p>・モニタリングの結果、オペレーターの能力等に関するリスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、<u>業務委託契約の解除及び新たなオペレーターの選任</u>を行うことを検討します。</p>	<p>・モニタリングの結果、オペレーターの能力等に関するリスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、<u>オペレーター業務委託契約の解除及び新たなオペレーターの選任</u>を行うことを検討します。</p>
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑤】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

iii. 再生可能エネルギー発電設備の事業計画認定が取り消されるリスク

(下線部は変更箇所を示します。)



	変 更 前	変 更 後
リスクの特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの把握・認識方法	・事業計画認定の基準に適合することを、定期的に(少なくとも1か月に1回以上)オペレーターを通じて確認します。	・事業計画認定の取消事由の発生の有無及び内容、取り消される可能性の程度並びに取消事由解消の見通しの有無及び程度を、オペレーター等を通じてモニタリングします。
リスクリミット(リスク発見時に想定される事項)	・事業計画認定への不適合が生じることをもってリスクリミットとします。	・事業計画認定の取消事由が生じ、所定の期限内にこれを解消する見込みが立たない状態になる等、事業計画認定が取り消される具体的なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策(リスクへの対処方針)	・(省略) ・(省略) ・業務委託契約上、オペレーターが事業計画認定に係る事項の変更を行おうとする場合には予めその旨を通知させ、また、変更が生じた場合には直ちにその旨を通知させるとともに、業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は軽微な変更に関する届出が行われることを義務付けます。	・(現行どおり) ・(現行どおり) ・オペレーター業務委託契約上、オペレーターが事業計画認定に係る事項の変更を行おうとする場合には予めその旨を通知させ、また、変更が生じた場合には直ちにその旨を通知させるとともに、オペレーター業務委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は軽微な変更に関する届出が行われることを義務付けます。
リスク発現時のリスク削減方法	・当該基準に適合しないことが明らかになった時点でオペレーターをして可能な限り早期に基準に適合させます。	・事業計画の認定の取消事由が生じた場合又はその具体的な可能性が生じた場合には、オペレーター等を通じて可能な限り早期に取消事由を解消することに努めます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑥】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

iv. 事故・災害による投資対象資産の既存、滅失又は劣化のリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの特定	・再生可能エネルギー発電設備等においては、電気工作物の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽電池パネルや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備等に特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 ・火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、大雨、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第三者による盗難、損壊行為等の不法行為もしくは動植物による被害により再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク。 ・(省略)	・再生可能エネルギー発電設備等においては、電気工作物の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽光パネルや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備等に特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 ・火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、大雨、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第三者による盗難、損壊行為等の不法行為若しくは動植物による被害により再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク。 ・(現行どおり)
リスクの把握・認識方法	(省略)	(現行どおり)



	変 更 前	変 更 後
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時のリスク 削減方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑦】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

a. 事業リスク

v. 発電事業者たる借借人との賃貸借契約の終了に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(省略) ・賃貸借契約又は業務委託契約においてオペレーターに対し必要な財務情報等の提供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出を受けた財務情報等を確認するなどしてモニタリングを行い、借借人又はオペレーターの財産的基盤を把握・認識の上で、借借人又はオペレーターの破たんその他の事由により賃貸借契約が終了し、又は更新されないおそれを認識します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(現行どおり) ・<u>賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約</u>においてオペレーターに対し必要な財務情報等の提供を義務付ける条項を設け、これに基づき提出を受けた財務情報等を確認するなどしてモニタリングを行い、借借人又はオペレーターの財産的基盤を把握・認識の上で、借借人又はオペレーターの破たんその他の事由により賃貸借契約が終了し、又は更新されないおそれを認識します。
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時の リスク削減 方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑧】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)



a. 事業リスク
vi. O&M 業者、EPC 業者又はメーカーに関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	・公開情報又は賃貸借契約若しくは O&M 業者等との契約上の条項等に基づき業務体制(人的体制を含む。以下同じ。)及び財務に関する情報を確認するなどしてモニタリングを行い、O&M 業者等の人的・財産的基盤を把握・認識します。EPC 業者又はメーカーの無資力リスクに対しては、表明保証責任、瑕疵担保責任又はメーカー保証の履行を求める権利の有効期間において、その財務に関する公開情報を確認するなどしてモニタリングを行い、EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれを把握・認識します。	公開情報又は賃貸借契約若しくは O&M 業者等との契約上の条項等に基づき業務体制(人的体制を含みます。以下本 vi. において同じです。)及び財務に関する情報を確認するなどしてモニタリングを行い、O&M 業者等の人的・財産的基盤を把握・認識します。EPC 業者又はメーカーの無資力リスクに対しては、表明保証責任、瑕疵担保責任又はメーカー保証の履行を求める権利の有効期間において、その財務に関する公開情報を確認するなどしてモニタリングを行い、EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれを把握・認識します。
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	・(省略) ・再生可能エネルギー発電設備の保守管理等の費用を想定以上に本投資法人が負担することとなった場合に、当該費用の支払に充てる資金を適時に準備又は調達することを目的として、事前の計画に基づき、本投資法人は、自ら又は設備保有信託をして一定以上の金額を積み立てます。	・(現行どおり) ・再生可能エネルギー発電設備の保守管理等の費用を想定以上に本投資法人が負担することとなった場合に、当該費用の支払に充てる資金を適時に準備又は調達することを目的として、事前の計画に基づき、本投資法人は、自ら又は設備保有信託の受託者等をして一定以上の金額を積み立てます。
リスク発現 時の リスク削減 方法	・モニタリングの結果、O&M 業者のリスクの顕在化のおそれが確認された場合には、O&M 契約の解除及び新たな O&M 業者の選任を行うことを検討する。EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれを確認した場合には、担保の設定その他の権利保全のための方法を検討します。	・モニタリングの結果、O&M 業者のリスクの顕在化のおそれが確認された場合には、O&M 契約の解除及び新たな O&M 業者の選任を行うことを検討します。EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれを確認した場合には、担保の設定その他の権利保全のための方法を検討します。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑨】

第2章 リスクの特定及び管理方針
第3条(主要なリスクの特定等)
a. 事業リスク
vii. 境界の未確定のリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	・再生可能エネルギー発電設備取得時の <u>デュー</u> <u>ディリジェンス</u> において、その事業用地の境界確 定の状況について個別に確認を行います。	・再生可能エネルギー発電設備取得時の <u>デュー</u> <u>ディリジェンス</u> において、その事業用地の境界確 定の状況について個別に確認を行います。
リスク リミット (リスク発 見時に想	(省略)	(現行どおり)



	変 更 前	変 更 後
定される事項)		
リスク低減の方策(リスクへの対処方針)	<p>・境界確定を実施する場合(原則) 本投資法人が再生可能エネルギー発電設備を取得するにあたっては、本投資法人がその事業用地を取得するか否かにかかわらず、隣地との境界が確定していることを原則とし、境界が確定していない場合には境界確定を実施します。</p> <p>・境界確定を実施しない場合(例外) 他方、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に、境界の確定を実施しないこととします。ただし、再生可能エネルギー発電設備の敷地等及びその隣地の状況又は隣地との関係その他の事情に鑑み、境界の確定を実施することを妨げません。</p> <p>i 隣地が国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体(地方公社等)が所有していると思料される道路、河川、水路、公園等の公共施設に係る土地である場合。なお、当該国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体から境界に関する指摘がなされておらず、境界確定を行うことが実務上難しい場合に限り。なお、再生可能エネルギー発電設備の取得にあたって、原則として、当該国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体に対して、境界に関する問題を認識しているか否かの確認を行います。</p> <p>ii 境界と再生可能エネルギー発電設備(例えば、太陽光発電設備の場合においては、アレイ(太陽電池モジュールの列))との間に十分なバッファがあり、かつ、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地等の現所有者との関係並びに当該敷地等に設置されている再生可能エネルギー発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。ただし、隣地(道路を除く。)の境界と再生可能エネルギー発電設備との間に十分なバッファがない箇所がある場合、隣地所有者との間で当該部分について境界に関する問題が生じていないことを確認する書面を交わすか、当該箇所について部分的に境界確定を実施する等の措置を取ります。なお、「十分なバッファがある場合」に該当するか否かは、境界とフェンス、アレイその他の設備との距離並びに境界部分及びその周辺の地形その他の状況を総合的に勘案して判断します。</p> <p>・ただし、境界の確定を実施しない場合、本投資法人は、原則として、再生可能エネルギー発電設備に係る売買契約において、境界未確定の部分においてフェンス、(太陽光発電設備の場合においては)アレイその他の設備が隣地に越境していることが判明した場合、当該設備の移設その他越境の解消に要する費用を売主に負担させることとします。</p>	<p>・境界に関するリスクが低いと判断できる事業用地に限って投資を行うことで、境界未確定のリスクによる悪影響が生じる可能性を低減します。境界に関するリスクが低いと判断できる場合としては、例えば、以下のような場合があります。</p> <p>(a) 発電設備用地全体について、隣地との境界が確定している場合(原則)。</p> <p>(b) 発電設備用地と隣地との境界の全部又は一部が確定していない場合であって、以下のいずれかに該当する場合(例外)。</p> <p>(i) 境界の確定がされていないことについての合理的な理由があり、かつ、事業用地の隣地の所有者等との間で、境界に関する紛争又は認識の不一致が確認されない等により、将来の境界の変更の可能性がない又は低いと合理的に判断できる場合(隣地が国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体(地方公社等)が所有していると思料される道路、河川、水路、公園等の公共施設に係る土地である場合を含みますがこれらに限りません。)</p> <p>(ii) 事業用地について測量が実施されており、かつ、隣地の所有者等との間で境界に関する紛争が生じていない場合。</p> <p>(iii) 事業用地の隣地との境界と事業用地内の再生可能エネルギー発電設備(例えば、太陽光発電設備の場合においては、アレイ(太陽光パネルの列))との間に十分な距離が確保されており、境界が事業用地の外縁から相当程度後退した場合であっても、再生可能エネルギー発電設備の撤去又は移設等が必要とならないことが見込まれる場合。</p> <p>(iv) 再生可能エネルギー発電設備等に係る売買契約その他の契約において、隣地との境界が確定していない箇所について、将来の境界変更があった場合に再生可能エネルギー発電設備に生じる損失及び費用を売主その他の第三者に負担させることが合意されており、当該損失及び費用を本投資法人が負担する可能性がない又は低いと合理的に判断できる場合。</p> <p>(v) 事業用地の隣地の所有者が事業用地の所有者と同一の場合で、境界に関する紛争又は認識の不一致が確認されない場合。</p>
リスク発現	・事業用地の隣接地所有者から境界に関する苦	・事業用地の隣接地所有者から境界に関する苦



	変 更 前	変 更 後
時の リスク削減 方法	情やクレームがなされる等、当該隣接地所有者との間で境界に関する紛争が生じ得る兆候が見られた場合は、賃借人又は O&M 業者等を通じて、早期に対応し、紛争の発生を未然に防ぎます。 ・(省略)	情やクレームがなされる等、当該隣接地所有者との間で境界に関する紛争が生じ得る兆候が見られた場合は、賃借人、 <u>オペレーター</u> 又は O&M 業者等を通じて、早期に対応し、紛争の発生を未然に防ぎます。 ・(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑩】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

b. 市場、景気、需要変動リスク

ii. 借入れ及び投資法人債の金利に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	(省略)	(現行どおり)
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	・ <u>長期金利を始めとする各種指標を継続的に参照し、日本相互証券株式会社の公表する新発 10 年 国債利回りの各営業日の終値が 60 営業日連続で 1.0%を超える金利環境となった場合</u> をもってリスクリミットとします。	・ <u>変動金利の支払額が増加し、投資主に対する利益分配が 2 営業期間連続して不可能となることを</u> もってリスクリミットとします。
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時の リスク削減 方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑪】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

b. 市場、景気、需要変動リスク

iii. 技術革新等により、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備の需要が低減するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	・NEDO が発表する公開情報等により情報を収集し、発電設備の技術革新等について把握・認識します。	・ <u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)</u> が発表する公開情報等により情報を収集し、発電設備の技術革新等について把握・認識します。
リスク リミット (リスク発	(省略)	(現行どおり)



	変 更 前	変 更 後
見時に想定される事項)		
リスク低減の方策(リスクへの対処方針)	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
リスク発現時のリスク削減方法	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
その他	・本リスクについては、最終的には流動性リスクに収斂されるため、別個の管理対象とはせず、 <u>下記「流動性リスク」</u> において管理を行います。	・本リスクについては、最終的には流動性リスクに収斂されるため、別個の管理対象とはせず、 <u>後記「d.流動性リスク」</u> において管理を行います。

【変更箇所⑫】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

c. 特定需要者(電気事業者及び発電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
c. <u>特定需要者(電気事業者及び発電事業者)の需要リスク・信用リスク(利用者限定リスク)</u>	c. <u>電気事業者及びオペレーター</u> の需要リスク・信用リスク

【変更箇所⑬】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク

i. 電気事業者の需要リスク・信用リスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの把握・認識方法	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
リスクリミット(リスク発現時に想定される事項)	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
リスク低減の方策(リスクへの対処方針)	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
リスク発現時のリスク削減方法	下記「その他」欄に記載のとおり。	下記「その他」欄に記載のとおりです。
その他	・本リスクについては、別個の管理対象とはせず、	・本リスクについては、別個の管理対象とはせず、



	変更前	変更後
	下記「制度変更リスク」において管理を行います。	後記「 <u>e.制度変更リスク</u> 」において管理を行います。

【変更箇所⑭】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク

ii. 発電事業者の需要リスク・信用リスク

(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
ii. <u>発電事業者</u> の需要リスク・信用リスク	ii. <u>オペレーター</u> の需要リスク・信用リスク

【変更箇所⑮】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

c. 電気事業者及びオペレーターの需要リスク・信用リスク

ii. オペレーターの需要リスク・信用リスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの特定	・本投資法人は再生可能エネルギー発電設備等を賃貸して運用するところ、再生可能エネルギー発電設備等を賃借して運用する <u>発電事業者</u> を見出す必要が発生するリスク。	・本投資法人は自ら又は設備保有信託の受託者を通じて再生可能エネルギー発電設備等を賃借人 SPC に賃貸して運用するところ、かかる賃借人 SPC の業務を運営管理する <u>オペレーター</u> を見出す必要が発生するリスク
リスクの把握・認識方法	(省略)	(現行どおり)
リスクリミット (リスク発見時に想定される事項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	・調達期間を勘案して、実務上可能な限り、 <u>賃貸借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選択による同契約の解約を制限します。</u> ・ <u>発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する場合に備えて、予め円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続(例えば、事業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等)を講じることを検討します。</u>	・調達期間を勘案して、実務上可能な限り、 <u>オペレーター業務委託契約の契約期間を長期にし、かつ、オペレーターの選択による同契約の解約を制限します。</u> (削除)
リスク発現時のリスク削減方法	・モニタリングの結果、 <u>発電事業者との賃貸借契約が終了し新たな発電事業者を選任する必要がある</u> と考えられる場合には、予め新たな発電事業者となるべき者を検討し、交渉するとともに、賃借人の地位の承継を行うための手続に関する交渉を行います。	・モニタリングの結果、 <u>オペレーター業務委託契約が終了し新たなオペレーターを選任する必要がある</u> と考えられる場合には、予め新たなオペレーターとなるべき者を検討し、交渉するとともに、 <u>オペレーターの地位の承継を行うための手続に関する交渉</u> を行います。
その他	(省略)	(現行どおり)



【変更箇所⑯】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

d. 流動性リスク

i. 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
i. 再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスク	i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク

【変更箇所⑰】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

d. 流動性リスク

i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	(省略)	(現行どおり)
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時の リスク削減 方法	・再生可能エネルギー発電設備を処分できないリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、再生可能エネルギー発電設備の処分以外の資金調達の方法や運用方法を検討し、当該リスクによる本投資法人への悪影響を回避する措置を講じるよう努めます。	・再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、再生可能エネルギー発電設備の処分以外の資金調達の方法や運用方法を検討し、当該リスクによる本投資法人への悪影響を回避する措置を講じるよう努めます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑱】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

f. 共同投資者に係るリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	・運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針に従い、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュール・ディリジェンス基準に基づき、共有持分の場合には、他の共有者の属性についてその適切性を確認します。間接投資における共同投資者について	・運用ガイドラインに定めるポートフォリオ構築方針に従い、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象とし、運用ガイドラインに定めるデュール・ディリジェンス基準に基づき、 <u>(準)</u> 共有持分の場合には、他の <u>(準)</u> 共有者の属性についてその適切性を確認します。間接投資における共同投資者



	変 更 前	変 更 後
	も同様の確認を行います。	についても同様の確認を行います。
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時の リスク削減 方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所⑱】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

g. その他のリスク

i. 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
i. 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク	i. 新投資口の発行、借入れ等による資金調達に関するリスク

【変更箇所⑳】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

g. その他のリスク

i. 新投資口の発行、借入れ等による資金調達に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	・新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができず、その結果、予定した資産を取得できなくなる等の悪影響が生じるリスク。	・新投資口の発行、借入れ等の可能性及び条件は、本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、借入れ等を行うことができず、その結果、予定した資産を取得できなくなる等の悪影響が生じるリスク。
リスクの 把握・認識 方法	・本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標(東証インフラファンド指数、東証 REIT 指数、又は TIBOR を含みますが、これに限られません。)を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要を予め予想してリスクを把握・認識します。	・本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、 <u>上場</u> インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標(東証インフラファンド指数、東証 REIT 指数及び TIBOR を含みますが、これに限られません。)を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要を予め予想してリスクを把握・認識します。
リスク	(省略)	(現行どおり)



	変 更 前	変 更 後
リミット (リスク発見時に想定される事項)		
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現時の リスク削減方法	・分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資金需要を、新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達以外の方法での資金調達によっては満たすことができないと予想された場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を行うように努めます。	・分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資金需要を、新投資口の発行、借入れ等による資金調達以外の方法での資金調達によっては満たすことができないと予想された場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を行うように努めます。
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所①】

- 第2章 リスクの特定及び管理方針
 第3条(主要なリスクの特定等)
 g. その他のリスク
 ii. 利益相反に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	(省略)	(現行どおり)
リスク リミット (リスク発見時に想定される事項)	(省略)	(現行どおり)
リスク低減 の方策 (リスクへの 対処方針)	・利益相反取引に適用のあるルールを遵守して利害関係人等との取引を行い、本投資法人の投資主に不利益となる取引は行いません。 ・(省略)	・利益相反取引に適用のあるルールを遵守して <u>投信法上及び利害関係人等取引規程上</u> の利害関係人等との取引を行い、本投資法人の投資主に不利益となる取引は行いません。 ・(現行どおり)
リスク発現時の リスク削減 方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所②】

- 第2章 リスクの特定及び管理方針
 第3条(主要なリスクの特定等)
 g. その他のリスク
 iii. 再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)



	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(省略)	(現行どおり)
リスクの 把握・認識 方法	・オペレーター及び O&M 業者を通じて再生可能エネルギー発電設備等の管理、維持状況を確認し、瑕疵の有無を把握・認識します。	・オペレーター及び O&M 業者を通じて再生可能エネルギー発電設備の管理、維持状況を確認し、瑕疵の有無を把握・認識します。
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	・再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵に基づく損害賠償義務の負担その他により、本投資法人の運用に重大な悪影響を生じさせることをもってリスクリミットとします。	・再生可能エネルギー発電設備の瑕疵に基づく損害賠償義務の負担その他により、本投資法人の運用に重大な悪影響を生じさせることをもってリスクリミットとします。
リスク低減 の方策 (リスクへ の対処方 針)	(省略)	(現行どおり)
リスク発現 時の リスク削減 方法	(省略)	(現行どおり)
その他	(省略)	(現行どおり)

【変更箇所③】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条(主要なリスクの特定等)

g. その他のリスク

iv. 設備保有信託の信託受託者に関するリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変 更 前	変 更 後
リスクの 特定	(新設)	・ <u>信託財産について必要な対抗要件を具備しない状態で設備保有信託の受託者について倒産手続等が開始された場合には、再生可能エネルギー発電設備等が信託財産であることを破産管財人等に対抗できず、破産財団等に属するものとして取り扱われてしまうリスク。</u> ・ <u>設備保有信託の受託者が、信託業務を行うにあたって遵守すべき忠実義務、善管注意義務その他の義務に違反し、本投資法人が不足の損害を被るリスク。</u>
リスクの 把握・認識 方法	(新設)	・ <u>信託財産について必要な対抗要件が具備されているかどうかを定期的にモニタリングします。</u> ・ <u>公開情報又は信託契約等に基づき設備保有信託の受託者に係る業務体制及び財務に関する情報を確認するなどしてモニタリングを行い、その人的・財産的基盤を把握・認識します。</u>
リスク リミット (リスク発 見時に想 定される事 項)	(新設)	・ <u>設備保有信託の受託者の破たん、解散、無資力や、設備保有信託の受託者に対する業務改善命令その他の行政処分又はこれに準じる事由の発生により、満足な維持管理・運営、権利実行への重大な悪影響が生じることをもってリスクリミットとします。</u>
リスク低減 の方策 (リスクへ	(新設)	・ <u>信託財産について必要な対抗要件を具備するようにします。</u> ・ <u>設備保有信託の受託者の業務体制の変更等が</u>



	変 更 前	変 更 後
の対処方針)		<u>ある際には予め又は遅滞なく変更後の業務体制の内容等について報告を受けるようにします。</u>
リスク発現時の リスク削減 方法	(新設)	<u>・モニタリングの結果、設備保有信託の受託者のリスクの顕在化のおそれが確認された場合には、信託契約の解除及び新たな設備保有信託の受託者の選任を行うことを検討します。</u>
その他	(新設)	<u>・該当事項はありません。</u>

以上

※本投資法人のホームページアドレス:<https://www.tokyo-infra.com/>